

笠縫学区社会福祉協議会会則

(名称)

第1条 本会は、笠縫学区社会福祉協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、笠縫市民センター（公民館）に置く。

(目的)

第3条 本会は、草津市社会福祉協議会と密接な連携を保ち、各学区社会福祉協議会相互の連絡調整を図りつつ、笠縫学区地域住民の厚生、文化、体育の向上に努め、笠縫学区における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業に関する調査研究、総合企画、連絡、調整および助成
- (2) 高齢者福祉、児童福祉、母子(父子)福祉、障害福祉、遺族支援等に関する事業
- (3) 文化、体育、レクリエーション、教養に関する事業
- (4) 共同募金事業及び歳末助け合い運動への協力
- (5) その他本会の目的達成のため必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、笠縫学区の住民および付則1に掲げる各種機関の構成員とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 1名
- (6) 監事 2名
- (7) 顧問 若干名
- (8) 理事 60名程度

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、会計、監事は会員の中から総会において選任する。

ただし、副会長は次の団体から各1名を選任するものとする。

・民生委員児童委員 ・福祉委員・老人クラブ連合会

- 2 理事は、民生委員児童委員、福祉委員、各種機関および団体の代表者および有識者とする。
- 3 事務局長、事務局次長および有識者は会長が委嘱する。
- 4 任期中欠員を生じた場合、役員会の承認を得て補充する。ただし、補充者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 本会の役員は、役員会に出席し、その議事に参加して議決に加わり、協同して業務を決定する。
- (2) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (3) 副会長は、会長の職務、執行を補佐する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を司る。
- (5) 監事は、本会の会計事務を監査し、その結果を総会に報告する。
- (6) 理事は、会長の諮問に応じ会務を審議し決定する。
- (7) 事務局長は、会務処理をする。
- (8) 事務局次長は、事務局長の職務、執行を補佐する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 顧問は会務について会長の諮問に答え、または意見を具申する。

(部会の設置)

第10条 本会は第4条の事業を推進するため、次の部会を置く。

(1) 福祉部会 (2) 広報部会

- 2 部会員は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 部会には部会長、副部会長を置き、部会員の互選により選出する。
- 4 部会は、理事会で付託された事業について企画、実施計画を審議し承認を得て事業を実施する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、役員を補充を行うことができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第12条 本会の運営に当たり、次の会議を開催する。

- (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) 部会
 - (4) 役員会
- 2 総会は年1回とし、構成員は理事とする。定数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
 - 3 総会の議長は出席者の中から選任される。
 - 4 総会の議事は出席者の過半数で議決する。この要件は他の会議にも準用される。
 - 5 理事会は、第6条に定める役員のうち顧問を除く役員をもって構成し、臨時に重要議案の審議が必要なとき会長が招集し開催する
 - 6 役員会の構成は会長、副会長、会計、事務局長、事務局次長、部会長および副部会長とする。

(経費)

第13条 本会の経費は、自治連合会運営費、寄付金、助成金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(施行)

第15条 本会の会則は、昭和34年8月日から施行する。

| | |
|---------------|------|
| 会則を昭和49年5月10日 | 一部改正 |
| 会則を昭和58年5月8日 | 一部改正 |
| 会則を昭和61年5月25日 | 一部改正 |
| 会則を平成3年5月19日 | 一部改正 |
| 会則を平成4年5月24日 | 一部改正 |
| 会則を平成7年5月20日 | 一部改正 |
| 会則を平成9年5月17日 | 一部改正 |
| 会則を平成13年5月6日 | 一部改正 |
| 会則を平成22年5月16日 | 一部改正 |
| 会則を平成23年5月15日 | 一部改正 |
| 会則を平成24年5月18日 | 一部改正 |

付 則

- 1 第5条に定める各種機関を次のとおりとする。
幼稚園 小学校 中学校 市民センター(公民館)
- 2 福祉委員について
 - ・福祉委員は、各町内会長に推薦を依頼し、会長が委嘱する。
 - ・福祉委員の業務内容は別紙「笠縫学区福祉委員設置要綱」による。